■ □ □ ■
ALPHA NEWS-ONLINE Vol.11
発行者:弁護士法人アルファ総合法律事務所
2018.10.15
こんにちは。弁護士法人アルファ総合法律事務所です。
このメールマガジンは、当事務所の弁護士が名刺交換をさせて
いただいた方、セミナーへご参加いただいた方、メールマガジンの
配信登録をいただいた方、顧問先企業様にお送りしております。
なお、配信停止については、当メルマガの末尾よりお願い致します。
<b>*</b>
本メールマガジンは配信専用となります。
当事務所へのお問い合わせやセミナーのお申込につきましては、
下記連絡先へお願い致します。 電話 04-2923-0971 (受付時間 平日午前 9 時から午後 6 時)
能品 04 2920 0971 (文内時間 十日   前 9 時から   後 0 時 / ※――――――――――――――――――――――――――――――――――
雨や台風など、悪天候が続いた9月も終わり、いよいよ秋本番。
街行く人たちの服装にも、秋の深まりを感じるようになりました。
関東地方はもう少し先の話になりますが、北海道や東北地方では
早くも紅葉が見頃を迎えています。
週末のニュースで青森県の奥入瀬渓流や岩手県の
八幡平アスピーテラインなど、色とりどりに山や木々が色付く
景色が映し出されており、昔はよく紅葉を見に行っていたなぁ、
と、久々に帰郷したくなりました。 懐かしい景色を思い出し、なんとなくセンチメンタルな気持ちに
なるのは、長い冬を迎える前の秋の短さを知っているが故なのかも
しれません。
- -
それでは、今月号もご覧ください。

[1] 事務所からのお知らせ:主催セミナーのご案内

- [2]代表者コラム:相続法改正/遺言なしの時の預貯金 (代表弁護士/税理士 保坂光彦)
- [3] 弁護士コラム:この季節の悩み事(弁護士 五十嵐佳弥子)

「4〕あとがき

▼▽▼-----

1 事務所からのお知らせ

▲△▲-----

┎◆ 当事務所主催セミナーのご案内

【11月】社会保険労務士の先生方向け

------毎回ご好評いただいております社会保険労務士の先生方向けの

シリーズセミナー(少人数の勉強会形式)のお知らせです。

====社会保険労務士様向けシリーズ勉強会 第8回====

日 時:2018年11月15日(木)10時~12時

※ 1 2 時よりランチ懇親会

場 所:弁護士法人アルファ総合法律事務所

テーマ: 労働分野における"最新・重要判例解説"

講 師:弁護士 保坂光彦

定 員:10名

参加費:1回3,000円(懇親会費込み)

※顧問先事務所様は無料

詳細及びお申込書はHPよりダウンロードをお願い致します。

>>> https://alpha-lawoffice.com/seminar/

人数に限りがございますため、社会保険労務士の先生方を 優先とさせていただきますが、お席に余裕がある場合には、 他士業の先生方や企業ご担当者様などのご参加にも 対応させて頂きますので、当事務所までお問い合わせください。

年内のセミナーは、上記開催分が最終のご案内となります。 来年も定期的に開催していく予定です。

ご興味をお持ちのテーマや社内勉強会の講師依頼などございましたら

是非ご連絡ください。

	7	7 1		 	 	 	 	 	 	
┈	١	/	▼							

2 相続法改正/遺言なしの時の預貯金

▲△▲----

皆様こんにちは。

弁護士法人アルファ総合法律事務所の 代表弁護士・税理士の保坂光彦です。

さて、前回は「遺言」に関連する改正事項について お話ししましたが、今回は

『もし遺言が作成されていなかった場合にどうなるのか?』という点において、とくに問題となりやすい「預貯金」の取り扱いについて掘り下げていきたいと思います。

## 【問題の出発点】

まず、 "金融機関側が何らかの経緯により口座名義人の死亡を 知った場合、どうなるか? " というと、

ほぼ間違いなく直ちに口座を「凍結」する措置を取るはずです。 そのうえで、相続関係を確定するために必要な戸籍類のほか、 とにかく「相続人全員」の印鑑等が揃わない限り、預貯金の 引き出しには応じないという対応になるのが通常です (これは金融機関側が相続人間の争いに巻き込まれるのを回避 するためであると言われています)。

そのため、何らかの理由により「相続人全員」から同意を得るのが難しい状況にある場合、葬儀費用も含め早急に必要となる 資金の用意や、場合によっては当面の生活資金の確保すらも 困難となってしまう場面も出てくることになります。

この点、およそ2年ほど前までであれば、仮に「相続人全員」から同意を得るのが困難な場合であっても、自らの相続持ち分に相当する金額分の引き出しを金融機関に要求するという方法がありました(それまでの最高裁判例等により、預貯金は被相続人の死亡により、遺産分割の必要もなく相続人らに

当然に分割されているので、相続人個人が自らの相続分に 相当する金額の引き出しを要求することが認められていました)。

しかし、平成28年12月19日の最高裁大法廷決定では、 それまでの判例を変更して「預貯金も遺産分割の対象となる」と 判断したため、遺産分割(すなわち相続人全員の同意)を経ないで 預金を引き出すという方法が使えないこととなってしまいました。 この大法廷決定の後、預貯金が長期間凍結となる場合の弊害を 軽減するため、家庭裁判所による

「(仮の遺産分割をするという)仮処分」といった方法も検討されていましたが、このたびの相続法改正により、立法的な解決も図られることになりました。それが預貯金の「仮払い制度」(民法第909条の2)です。具体的な上限等はこれから施行までの間に明らかにされてくることになりますが、大枠として預貯金債権額の×1/3×法定相続分を上限に、法務省令で定める額(100万円程度?)までの金額は、相続人が単独で引き出せることになります。

もっとも、このように緊急的な対応が必要な部分については 一定の解決方法が示されましたが、いずれにしても、遺言を 作成しておかない場合、相続人全員の協力がなければ容易に 預貯金を動かせない困難な状況が生じるということに変わりは ありませんので、遺言の作成など、出来る限り事前の対策を 施しておくことを強くおすすめいたします。

皆様、こんにちは。 弁護士の五十嵐佳弥子です。

日差しがあっても風が冷たく感じる季節になりましたが、 元気にお過ごしでしょうか。 今日は、この季節になると段々と弊所の所員を悩ませ始める、 とある問題についてのお話です。

弊所では毎年、忘年会でプレゼント交換形式のビンゴ大会を 行っています。会の中でビンゴを行い、早く上がった者と ブービーには、所長から金一封が渡されるのですが、 それとは別にくじをひき、それぞれが持ち寄ったプレゼントを 持ち帰るというものです。

プレゼントの内容は各人の自由で、巷で人気のもの、 話題のものでもよし、ウケ狙いに走ってもよしと、 何の制約もありません。

しかし、年忘れの会で、事務所員の一年間の働きを労う意味合いから、いつからか「すごいもの」を出すという慣例が生まれており、 皆の期待に応えるべく、プレゼント選びに気合が入っているのが 実情です。

所員の共通認識として、当たった人が喜ぶもの、当たって嬉しいものを出したいという思いがあり、いろいろと考えるのですが、20代から40代までの、年齢も性別も家族構成も様々な所員の誰に当たっても喜んでもらえる品というのはなかなかなく、 毎年とても悩みます。

誰でも当たったら嬉しいだろう、とのことで、年々高額化する傾向があり、過去には、一眼レフカメラや神戸牛などが出されたこともありましたが、きりがないということで今では暗黙の予算があり、予算内で「これ!」というものを選ぶのに、頭を悩ませることになっています。

私の場合は、夏頃から、「〇〇年、この家電がすごい」とか、「上半期、これが売れた」というような特集記事を気にし始め、人気のもの、まだ多くの人が持っていなさそうなもの、もらったら嬉しいものをリサーチし始めますが、毎年のことで、ネタも尽きてきてしまい、去年は所員間でプレゼントが丸被りということが起こりました。

自分が当たっても嬉しいものを選んでいるので、 それでも良いのですが、やはり当たった人にはたくさん 喜んでほしいので、今年もいろいろと考えています。 現時点では、最近流行りの家事代行利用券が、働く主婦には 喜ばれるだろう、男性陣も妻へのお土産に良いだろう、 実家暮らしの若者には喜ばれないかも?いや、親が喜ぶからいいか、 転売も可だし…などの検証を経て、最有力候補となっています。 皆様も、もらえたら嬉しく思われる品でしょうか。 他に良い候補をご存知でしたら、ぜひお知らせください。

▼	$\nabla$	▼-			 	 	 	 	 	 
	1		ねレ	がキ						

▲△▲-----

先日、事務局では複数回に分けて所沢市内へセミナーの 告知チラシのポスティング作業に行ってきました。 涼しくなったとはいえ、1時間ほど歩けばまだまだ汗をかく季節。 普段はデスクワーク中心で長時間出歩くことが少ないため、 運動不足の解消につながりました。

しかしこの作業が何日か続いたことの反動で、ふくらはぎや 土踏まずなど、凄まじい筋肉痛に襲われたことは 言うまでもありません…。

有酸素運動にはウォーキングが最適といいますが、 日頃から適度な運動を続けていくことの重要さを、 身をもって感じる出来事でした。

それでは、次号もお楽しみに!

|◆◇より身近に、より迅速で、より充実したリーガルサービスへ◇◆ |一発行元-

| 弁護士法人アルファ総合法律事務所

│ 代表弁護士/税理士 保坂光彦 (メルマガ担当:松元・松浦)

| 埼玉県所沢市日吉町14-3朝日生命所沢ビル8階

TEL 04-2923-0971 FAX 04-2923-0972

| MAIL alpha-tokorozawa@alpha-lawoffice.com

URL https://alpha-lawoffice.com/